

平成28年第8回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月24日（水）午前9時00分から11時00分

2. 開催場所 西海公民館 2階ホール

3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人

4. 出席委員（28人）

会 長 1番 岩崎信一郎

会長代理 2番 麻生 克典

委 員 3番 岸本 六郎 4番 浦口 大輔 6番 岳野 一敏

7番 太田 尚臣 8番 山口 美幸 9番 郡 勝壽

10番 辻尾 政幸 11番 松本千代治 12番 竹尾 久人

13番 高野 和美 14番 山口 孝生 15番 木本 安仁

16番 山下 裕史 17番 内海 輝次 18番 辻山 保美

19番 辻 良人 20番 山脇 初良 21番 澤田 馨

23番 宮原 信明 25番 朝長 久夫 26番 山添 満之

27番 平野 安雄 28番 福田 務 29番 大久保和博

30番 井田 初美 31番 田中 初治

5. 欠席委員（3人）

5番 今村 和人 22番 牛水 司 24番 熊野 三次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願いについて

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 西海農業振興地域整備計画の変更について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第38号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見
について

議案第39号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告第1号 農地転用許可不要案件届出について

7. 事務局 事務局長：中村 正且 局長補佐 神浦 真吾 主査 山口 智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成28年西海市農業委員会第8回総会を開会いたします。

本日、5番今村委員、22番牛水委員、24番熊野委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は在任委員31名中28名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、29番大久保委員、30番井田委員にお願いいたします。

議長 それでは審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。それでは、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今回の申請2件はいずれも違反転用案件として対応し、簡易手続きの違反事案として判断された案件の申請手続きとなっております。

それでは「1番」を説明いたします。資料は2頁です。所在地・地番が西海町
[REDACTED]、地目・田、地積・318㎡、現況は宅地となっております。申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的は、住宅用地のためとなっております。建築面積は56.59㎡、所用面積は318㎡となっております。関係資料は3頁から9頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図をつけています。5頁は字図で黄色の箇所が今回の申請地となっております。6頁は現況写真。7頁に被害防除計画書、6頁に航空写真（配置図）対応したもの、9頁に平面図を添付しております。申請地の造成計画の内容ですが「現状のまま利用する。」、近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生の恐れを生じさせない措置としまして、土留め工事、擁壁設置、法面保護、防護柵の設置となっております。公道と自己所有地に囲まれており、日照、通風、耕作等に影響がないとされています。排水計画について雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は下水道（農業集落排水）処理、雨水・処理水は道路側溝へ放流するとのことです。父が死亡し兄と申請者で財産の相続をした。農地法に必要な届出を行わないまま、木造瓦葺2階建の住宅85.78㎡を昭和53年頃新築した。課税明細に宅地・住宅の課税もあり手続きは済んでいるものと思っていたが、近隣の農業委員の方から農地法の手続きが必要だから農業委員会へ相談するよう勧められ、今回の申請手続きになりました。「今後は農地法を遵守しこのようなことは一切行いません」

と顛末書を提出しています。事務局からの説明は以上です。

議 長
3 1 番

それでは補足説明を担当委員お願いします。

この土地は私の近所でありまして、本人と話しをしたところ、固定資産税を納めているから宅地になっていると誤っていたとの事でした。違反転用の説明をして手続きをするよう指導していたところでした。転用後20年以上経過しており、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

議案第32号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かございませんか。

1 2 番

本件のような無断転用の箇所は非農地通知の対象にもできないと理解しておりますが、利用状況調査等で現地を回ると、怪しいケースが目についたりしますが、どのように対応するのが良いのかお尋ねします。

事務局

本件につきましては簡易手続き案件としての処理ということで提案をいたしております。物が建ってから20年以上経過しており、簡易手続き相当と言うことで、やむを得ないということでの対応になります。この場合原状回復ということにはなりません。20年以下の場合はケースによりまして、原状回復命令もありうると思われ。したがって、手続き等には複雑かつ時間も要しますし、慎重に対応すべきかと考えておりますが、悪質な案件であれば厳正に対処することになると考えております。

1 2 番

了解しました。

3 1 番
議 長

調査等で判明した場合は本人に説明をして、指導するのが良いと思います。

ほかにご意見はありませんか。

今、事務局が説明したように案件によってということですが、違反の案件については相談等しながら、一緒になって解決できるよう努めてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。ほかにありますか。

《なしの声あり》

議 長

ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長
事務局

次に議案第32号の2番について説明をお願いします。

それでは「2番」を説明いたします。資料は10頁です。所在地・地番が大瀬戸町[黒塗り]、地目・畑、地積・75㎡、現況は宅地となっております。申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的は、住宅用地・増築のためとなっております。建築面積は29.58㎡、所用面積は75㎡となっております。関係資料は11頁から17頁までで、11頁に位置図、12頁に付近状況図、13頁は字図をつけており、それぞれ黄色の箇所が今回の申請地となって

います。14頁は現況写真。15頁に被害防除計画書、16頁に航空写真(配置図)対応、17頁に平面図を添付しております。申請地の造成計画の内容ですが「盛土を行う3m」、練積ブロック延長11m。近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生の恐れを生じさせない措置としまして、擁壁設置、法面保護、防護柵の設置となっています。公道と自己所有地に囲まれており、日照り、通風、耕作等に影響がないとされています。排水計画について雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は下水道(農業集落排水)処理、雨水・処理水は道路側溝へ放流するとのことです。平成元年に土木関係の手続き(擁壁設置工事)を経て、敷地造成をおこない平成2年に木造瓦葺平屋の住宅を29.58㎡増築した。母■■■■が平成21年に死亡し、平成27年に相続登記も済ませました。市の空き家対策に協力依頼され申請手続きを進める中で、敷地が農地「畑」のままであることが判明し、地目の変更について農業委員会に相談をおこない、今回の申請手続きとなりました。「今後は農地法を遵守しこのようなことは一切行いません」と顛末書を提出しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を担当委員お願いします。

25番 本件も1番と似たような案件で、20年を経過しておりますので、現地は何か被害等影響を及ぼすような場所でもなく、特に問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第32号の2番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第33号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書について」と議案34号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願について」を議題といたします。議案第33号及び議案第34号につきましては、■■■■委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《■■■■退席》

議 長 事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第33号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」と議案第34号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願について」説明します。資料は18、19頁です。26年第3回総会で審議し平成26年6月16日に許可を受けた案件について、許可後の計画変更承認申請と許可処分の取消願が申請されています。資料の修正をお願いします。23頁の字図で水色の部分のうち[]については、対象外の土地に誤って水色表記しています。詳細は本日配布資料の1頁を参照ください。所在地・地番が西海町[]、地目・畑、地積・616㎡、現況・畑ほか6筆、計7筆3,672㎡となっています。申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。許可時点においては7筆3,672㎡で事業を行うようしていたが、最終的に2筆1,703㎡の事業となったため、事業の減少と事業の確定に伴い今回の申請書提出となっています。関係資料は20頁から27頁までで、20頁に位置図、21頁に付近状況図、22・23頁に字図をつけています。21頁と23頁が変更後の計画を説明したもので、黄色が計画変更後の申請地、水色が減少申請分となっています。24・25頁は現況写真。26・27頁に当初計画と変更後の実施図面を添付しております。当初予定していた発電量200kwの買取・事業認定が出来ないということで6基の発電所整備計画のうち、認定可能な3基の発電所100kwの整備を行った。その後残りの100kw分の発電所の事業認定について九電から条件提示がされたが、当初計画より不利な条件・抑制装置の設置や発電を買い取らない場合（1年分）が生じることが示されたため、許可申請時に計画をしていた事業量を実施することが採算面から困難と判断したことから、現在の事業量で完成報告を行いました。その結果「許可後の計画変更承認申請」と減少分の「許可処分の取消願」の提出が必要との指導を受けて申請手続きするものです。取消処分地は農地として利用するとのこと。事務局からの説明は以上です。

議長
7番

補足説明を担当委員をお願いします。

申請者とともに現地を確認いたしました。私も同じ地域で、九州電力と話をしているが、2期工事は厳しいという話は聞いておりました。1期工事は順調に終了したわけですが、新聞等でも報道されておりますように、電力会社が一定の発電量をオーバーした場合は抑制措置ということで買取をしないことができるということで、最終的に収益性が悪くなるという判断で2期工事は諦めたとのことであります。発電をしているところと諦めた土地に関して改めて確認しました。現況はみかんと野菜を耕作しており農地として活用できる状態でありましたので特に問題はないと思いますのでご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただ今、議案第33号と34号について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長

ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第33号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」と議案第34号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願について」については、申請どおり許可することに決定いたします。

《 委員入室・着席 》

議 長 次に議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。ここで資料の追加をお願いします。事業の内容説明として付近見取図・仕上表を追加しました。詳細は本日配布資料の2頁を参照ください。資料は28頁です。所在地・地番が西海町、地目・畑、地積・1,902㎡、同所、地目・畑、地籍324㎡、現況はそれぞれ普通畑（実質不耕作）となっています。使用貸し人・使用借り人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的は、農産物出荷施設を整備するとなっています。建築面積は358.02㎡、所用面積は2,226㎡、権利の内容は使用貸借権設定永年となっています。関係資料は29頁から36頁までで、29頁に位置図、30頁に付近状況図、31頁に字図を添付しております。黄色の箇所が今回の申請地となっています。32頁は現況写真。33頁に被害防除計画書、34頁に配置図関係、35頁に平面図、36頁に立面図を添付しております。国の産地パワーアップ事業の整備事業、集出荷貯蔵施設、補助率1/2の事業を実施するということで、鉄骨造鋼板葺2階建て459.98㎡（1F・358.02㎡、2F・101.96㎡：事務室21.74㎡を含む）施設建設にあたり県央振興局の指導のもと、農地法第5条の規定による許可申請を行うということです。土地改良区に該当しますが、非農用地区域の設定協議は平成27年4月20日付2,440㎡で事前協議済みです。申請地の造成計画の内容ですが「現状のまま利用する」、近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生の恐れを生じさせない措置としまして、近隣農地、通学路から15～20m程度離れて、公衆衛生面も合併浄化槽設置を予定し特段影響ないということです。排水計画について雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽処理、雨水・処理水は道路側溝へ放流することです。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を担当委員をお願いします。

18番 貸し人と借り人は親子関係でありまして、地区圃場整備の関係でございます。写真で分かりますとおり、隣接の倉庫は地区の1期工事のときに整備されており、日照、雨水対策等についても立派な側溝が設置されており、問題はないと思われまますのでご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明がありました。

　　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

　　よって、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に議案第36号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について」を議題といたします。1番から4番までと5番から8番までを分けて審議したいと思っておりますので、まず1番から4番までを一括して事務局から説明を求めます。

事務局 　　それでは、議案第36号 西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は8件・19筆の申請となっています。内容は除外が7件・17筆、編入が1件・2筆となっています。1番について、資料は38頁からです。1番の農地の所在は、大瀬戸町[REDACTED]、地目・畑、地籍・276㎡の外8筆、計9筆の計6,465㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、風力発電建設に伴う道路等の整備。変更の事由は、山林化して荒れた土地に国の推進する再生可能エネルギーの風力発電所を建設する計画をすすめており、この建設に伴う資機材搬入等の運搬・通行のために申請地を道路として整備利用する必要があるためとなっています。ここの土地は6月総会において非農地証明で審議をいただいたところになります。添付資料は、39頁から50頁までで、39頁に位置図、40頁に付近状況図、41・42頁に字図、43項から47頁に現況写真、48頁に被害防除計画書、49頁に計画平面図、50頁に風車構造図を添付しております。3基の風車を配置し2基の風車メンテナンスのため道路等の整備を予定。風車は1基2,300kwの発電能力あり。申請地の造成計画内容ですが、盛土を行う(最高4.0m、最低1.5m)切土を行う(最高5.5m、最低2.0m)。それに伴う被害防除措置は、土留め工事、法面保護、緩衝地を設ける、防護柵を設ける。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由としまして、近隣は山林等であり、長崎県監修の「林地開発許可申請手引」に準拠して設計・排水計画・降雨計算を行うとなっています。近傍農地の日照、通風、耕作等への影響に対しては隣接農地への通路を確保するとなっています。排水計画ですが、溜枡、貯水池を設け自然流下により道路側溝へ放流するとなっています。6月総会時は19筆の非農地通知対象地でした。このうち8筆が今回申請地として計上され、他の1筆は山林となっています。2番について説明いたします。資

料は51頁からです。ここで資料の変更をお願いします。変更面積を「940」から「1,500」に変更をお願いします。53頁と54頁についても変更後の資料を添付しましたので、詳細は本日配布資料の3頁から5頁を参照下さい。2番の農地の所在は、大瀬戸町[REDACTED]の一部、地目・畑、地籍・6,982㎡のうちの1,500㎡。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、太陽光発電施設の設置。変更の事由は、売電収益により農業経営収支の改善を図るため、耕作に不向きな土地の一部を活用して、太陽光発電施設設置用地として利用するとなっています。農地法適用条項は4条。添付資料は、52頁から58頁まで、52頁に位置図、53頁に付近状況図です。大瀬戸町[REDACTED]付近の入り込んだ場所になります。54頁に字図、55頁に現況写真を添付しています。現地は放棄果樹園となっていたが平成23年の西海市の公共事業時の土捨て場として埋め立て造成された。埋め土が岩砕のため土地が痩せており、水はけも悪く畑作に不向きな土地となっているということです。56頁に被害防除計画書、57・58頁に土地利用計画図を添付しております。発電量58.2kw、太陽光パネル189枚、建築面積378㎡を予定しています。申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、周辺地が自己所有地で囲まれていること。現状のまま利用するため。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置も周辺地が自己所有地で囲まれていることから被害はないものとする。被排水計画ですが、雨水排水は自然流下となっています。3番について説明いたします。資料は59頁からです。3番の農地は大瀬戸町[REDACTED]、地目・畑、地籍190㎡。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般住宅用地。変更の事由は、約一年前に子育て面でよりよい環境を求めて、大阪から妻の実家のある大瀬戸町[REDACTED]に引っ越したが、現在居住の[REDACTED]では手狭なため住宅を建築するとなっています。農地法適用条項は5条となっています。添付資料は、60頁から67頁までで、60頁に位置図、61頁に付近状況図、62頁に字図、63頁に現況写真、64頁に被害防除計画書、65頁に土地利用計画図、66頁に平面図、67頁に立面図を添付しております。木造瓦葺2階建、住宅、総面積120.65㎡、建築面積64.11㎡(1F64.11㎡、2F56.54㎡)を予定しています。申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う(最高0.6m)、それに伴う被害防除措置は、土留め工事、擁壁を設ける、防護柵を設置する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は高さを加減する。その他屋根に勾配をつけ日照に配慮する。隣接地所有者と協議の上境界線から1.5m離し、勾配に配慮するため近傍農地に悪影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排は下水道処理となっています。4番について、資料は68頁からです。4番の農地の所在は、西海町[REDACTED]、地目・畑、地籍・663㎡。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般住宅地。変更事由は現

す。

議 長 　　ただ今、議案第36号の1番から4番について説明がありました。

　　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

山協委員 　　51項の大瀬戸の案件で、太陽光を設置するということですが、1,500㎡というのはいそだけ農地の除外をして分筆するということですか。

事務局 　　今回の変更は一部について農用地区域からの除外の申請ということで、分筆については別途農地法第4条の許可申請手続きが必要となります。

議 長 　　よろしいですか。

山協委員 　　了解しました。

議 長 　　ほかにありませんか。

　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

　　よって、議案第36号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について」の1番から4番までについては、原案どおり決定することといたします。

議 長 　　次に5番から8番までを一括して事務局より説明を求めます。

事務局 　　5番について説明いたします。資料は76頁からです。5番の農地の所在は、西彼町■■■■■、地目・畑、地籍・444㎡。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般住宅地。変更事由は現在息子夫婦が居住する借家では手狭なため、子どもの成長に伴い住宅を建築することにしたためとなっています。農地法の適用条項は5条となっています。添付資料は、77頁から84頁までで、77頁に位置図、78頁に付近状況図、79頁に字図、80頁に現況写真を添付しています。81頁に被害防除計画書、82頁に平面図、83頁に立面図、84頁に計画平面図を添付しております。軽量鉄骨造鋼板葺2階建、住宅132.30㎡(1F68.30㎡、2F64.00㎡)建築面積76.71㎡を予定しています。申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う(最高2.0m、最低0m)。切土を行う(最高2.0m、最低0m)それに伴う被害防除措置は、擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、擁壁を設けることで周辺被害を防げる。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は緑地、緩衝地を設ける。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、緩衝地を設けるとともに、周辺農地との高低差により、日照や通風について特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は水路放流。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽処理を行い処理水は道路側溝へ放流するとなっています。6番について、資料は85頁からです。6番の農地の所在は、西海町■■■■■

、地目・畑、地籍・490㎡、、地目・畑、地籍180㎡のそれぞれ一部計499㎡で土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般住宅地。変更事由は結婚のため県外から帰省。現在実家にて同居しているが第3子をさずかり手狭なことから、住宅を建築することにしたためとなっています。農地法の適用条項は5条となっています。添付資料は、86頁から93頁までで、86頁に位置図、87頁に付近状況図、88頁に字図、89頁に現況写真を添付しています。90頁に被害防除計画書、91頁に計画平面図、92頁に平面図、93頁に立面図を添付しております。木造コロニアル葺平屋、住宅104.88㎡を予定。申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う（最高1.0m、最低0.5m）それに伴う被害防除措置は、土留め工事をする、擁壁を設ける。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は、近傍農地との距離は充分確保されており、耕作に影響はない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽処理を行い処理水は道路側溝へ放流するとなっています。7番について、資料は94頁からです。7番の農地の所在は、西海町、地目・畑、地籍・2,063㎡、、地目・畑、地籍531㎡、計2,594㎡、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、資材置き場、駐車場。変更事由は申請地を資材置き場、駐車場として整備するためとなっています。7月の総会で「非農地通知」の対象となった案件の一部となっています。添付資料は、95頁から100頁までで、95頁に位置図、96頁に付近状況図、97頁に字図、98頁に現況写真、99頁に被害防除計画書、100頁に土地利用計画図を添付しております。申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高2.5m、最低0.5m）。切土を行う（最高2.5m、最低0.5m）それに伴う被害防除措置は、土留め工事をする。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、周辺農地と1.5m程度高低差があり、また、周囲をフェンスで囲い、雨水は国道側溝へ流入させる為、特段被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は建物の高さを加減する。（高さ5m程度）。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、周辺は山林であるが一部農地と接する部分は、資材置き場と駐車場であるため、日照等について特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下となっています。8番について、資料は101頁からです。8番の農地の所在は、西彼町、地目・畑、地籍・1,263㎡、、地目・原野、地籍230㎡、計1,493㎡、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、畑（果樹園）へ編入というものです。改植事業（平成28年度果樹経営支援対策事業）実施のため計画編入のための申請となっています。添付資料は、102頁から105頁までで、102頁に位置図、103頁に付近状況図、104頁に字図、105頁に現況写真を添付しております。5番から8番までの事務局からの説明は以上です。

- 議 長 20番 それではそれぞれ補足説明をお願いします。
申請者と土地所有者は親子関係でありまして、現在は[]の方にアパートを借りておりますが、[]に住宅を建てたいということでの申請となっております。写真を見ていただければ分かりますが、予定地の周辺は東側が住宅であと一部はみかん園となっております。今回は、上の方に擁壁を設置しあとは緑地帯を設けると言う計画であります。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理した後市道の側溝に放流すると言うことで、特に問題はないと思いますのでご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 19番 次に6番について担当委員をお願いします。
申請者はすぐ近くの実家で親御さんと同居しておりますが、手狭となり住宅を建築するというので、この土地は何年も耕作がされておらず荒地となっていたところで、申請地側には耕作している農地はなく、写真でお分かりのとおり市道を挟んで向かい側に田んぼがありますが影響はないものと思いますのでよろしくご審議方をお願いします。
- 議 長 12番 次に7番について担当委員をお願いします。
この案件は先月の総会の折、非農地通知の対象とすることで審議をしていただいた案件であります。利用状況調査のときに13番委員と見ましたが、写真を見てもらえば分かるように農地にできるような状況ではなく、周囲にも影響はないと判断いたしますのでご審議方をお願いします。
- 議 長 23番 8番について担当委員をお願いします。
現地で確認いたしました。申請者の[]には電話で確認いたしました。現在は極早生のみかんを植えておまして、改植事業により品種を切り替えるということで申請が上がっております。現畑と原野を果樹園として農用地へ編入するというものです。よろしくをお願いします。
- 議 長 議案第36号の5番から8番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》
- 議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》
- 議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第36号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について」の5番から8番までについては、原案どおり決定することといたします。
- 議 長 次に議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局から議案の説明を求めます。
- 事務局 それでは106頁 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定

を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.つ.て.い.ま.す. 107
頁は農地利用集積計画集計表です。「使用貸借・賃貸借権設定」(県公社借入分)5
件の表が対象となっています。県公社借入「10年」のもの「賃貸借」田、2筆、
5, 541㎡、「5年」のもの「賃貸借」畑、3筆、7, 714㎡の計5筆13,
225㎡となっています。108頁は28年8月受付「利用集積計画について」で
す。ここで資料の修正をお願いします。1・2番の譲渡し者(貸手)の「住所」の
うち「西彼町■■■■」を「西海町■■■■」に修正願います。詳細は本日配布資
料6頁を参照ください。県公社借入分で2件、5筆の13, 255㎡について「1
0年」のもの「賃貸借」田、2筆、5, 541㎡、「5年」のもの「賃貸借」畑、
3筆、7, 714㎡、計5筆13, 255㎡新再区分は「新」で詳細は一覧表のと
おりです。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、
原案どおり決定する事といたします。

議 長 　　次に議案第38号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関す
る意見について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

事務局 　　それでは109頁 議案第38号「農地中間管理事業における農用地利用配分計
画(案)に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理
事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断
を求める.と.な.つ.て.い.ま.す. 資料は110頁です。先ほど103頁で出ました県公
社の借り入れ分の土地・5筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社
から「2名」に対し計5筆、13, 255㎡の賃貸借が計上されています。1番・
2番までの2筆、「賃貸借」、「10年」、3番から5番まで賃貸借「5年」の農用地
利用配分計画(案)が出ています。詳細につきましては議案書を参照ください。1
11頁と112頁に2名それぞれの経営状況を添付しています。事務局からの説明
は以上です。

議 長 　　補足説明を担当委員をお願いします。
18番 ■■■■の田んぼを今年から■■■■が耕作しておりますが、公社に貸し出して
いる関係で今回の提案になっております。熱心に経営しておられますのでよろしく
お願いします。

9 番 貸し手及び借り手には連絡がつかず意見を聞くことができませんでしたが、現地は確認しました。若干放置した感がありましたが農地として活用するには十分と判断いたしました。

3 1 番 借り手の■■■■は最初、私のところへ相談があり私も1ヘクタールほど貸しております。ネギを生産しておりますして頑張っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第38号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第38号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第39号「非農地通知の対象地とすることの決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 それでは資料は113頁をお願いします。議案第39号の非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。ここで資料の追加をお願いします。字図を追加しました。詳細は本日配布資料の7頁を参照ください。今回は1筆、2, 428㎡について、審議を頂きたいと思えます。所有者の方は西彼町の方となっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。1番の土地につきましては、本人が8月2日に農業委員会に直接相談された件になります。昨年の利用状況調査では耕作放棄地（黄）判定の物件となります。114頁に位置図、115頁に付近近況図、116頁に航空写真を添付しています。黄色に囲まれた部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。117頁が対象地の現況写真です。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を担当委員をお願いします。

1 1 番 利用状況調査で黄色判定となっていますが、現場は国道から■■■■に行く道から上のところで、確認をする場合は道上に■■■■の資材置き場がありますが、そこから行くようになります。事務局の説明では赤道を通過して行ったということですが、下の方は山林化していますが、その上は畑のようなところがあり、判断が難しい案件でありました。本人に聞いてみると当初はみかんの木を植えていたが、その後

柿の木を植えていたそうですが、高齢ということもあり栽培が困難になったとのことでした。今後農地として利用するということは困難であり今回の申出となったということでしたので、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。皆さんから意見を求めます。なにかありませんか。

事務局 ただ今松本委員から説明がありましたように、事務局としても黄色判定ということもあり、本人に聞き取りをいたしました。確かにみかんは植えていたが管理ができず、今後も見込めないため相談したとのことでありましたので、総合的に判断し今回提案させていただきました。

議 長 ただ今、議案第39号「非農地通知の対象地とすることの決定について」説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第39号「非農地通知の対象地とすることの決定について」につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。

農地転用許可不要案件について事務局から報告を求めます。

事務局 それでは資料は118頁ページをお願いします。平成28年8月受付 農地転用許可不要案件届出について説明をいたします。「1番」から「3番」までありますが、すべてKDDIの無線基地局新設工事(携帯電話)の分となります。平成28年3月1日以降の受付分から県への進達が不要となり市町村農業委員会への届出で事業着手できるように改正されており、今回初めて西海市での受付、報告事項となります。事業は県の受理後から平成28年10月31日までを予定しており、今週着工とのことでした。9月中旬着手予定が西海市内に2基予定していると連絡をうけており次回の総会に報告事項となる見込みです。それでは説明します。資料は118頁です。「1番」の所在地・地番が西彼町 [REDACTED]、地目・畑、地積・471㎡、「2番」の所在地・地番が西海町 [REDACTED]、地目・畑、地積・1,611㎡、「3番」の所在地・地番が同町 [REDACTED]、地目・畑、地籍3,151㎡、計3筆・5,233㎡のうち38.70㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「携帯無線電話サービス提供をしているがスマートホンの急激な需要増に対応するため無線基地局を新設する。というものです。基地局の面積はそれぞれ12.90㎡の計38.70㎡で敷地をフェンスで囲い、高さ約15mのコンクリート柱と無線基地局設備を配置するものです。事業期間は届出書受理から10月31日までになります。関係資料は119頁から135頁までで、「1番」の西彼 [REDACTED] 基地局分119頁

に位置図、120頁に字図。121頁に付近近況図、122頁に現況写真、123頁に敷地平面図をつけています。「2番」西海■■■■局は124頁から128頁、「3番」西海■■■■局は129頁から133頁に共通項目資料として134頁に平面図・立面図、135頁にKDDI携帯電話基地局設置の参考写真・電気通信事業登録通知（写し）を添付しています。事務局からの報告は以上です。

議 長 皆さんから何か意見等ありませんか。
 ないようでしたら、ただ今、報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
 皆さんのほうから何かありませんか。

 これをもちまして西海市農業委員会第8回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。